総務文教常任委員会

R4.10.21(金) 午前10時00分~ 全員協議会室

- 1 開 議
- 2 案 件
 - (1) 行政報告

生涯学習部

○亀岡市人権条例(仮称)制定検討委員会について

教 育 部

- ○学校規模適正化の取組について
- ○キャリア教育の推進について
- ○亀岡市成人式にかわるはたちを祝う会について
- ○放課後児童会の充実について
- ○「亀岡市デジタル文化資料館(仮称)」構築事業について

3 その他

(1) 次回の日程について

亀岡市人権条例(仮称)制定検討委員会概要

- ●期 間 令和4年10月3日から令和5年3月31日まで
- ●委員 10人(別紙名簿参照)
- ●回数 令和4年度に4回を予定
- ●役 割 ・人権課題の把握
 - ・人権条例の必要性の検討
 - ・条例に盛り込む事項の検討
 - ・人権条例制定に係るスケジュールの検討
 - ・検討委員会の意見のとりまとめ → 市長へ検討結果報告書の提出

●令和4年度の予定

144年度の予定						
	令和4年10月3日	第1回委員会				
		・委員委嘱				
		・条例制定の背景、目的、人権課題等の確認				
		・今後のスケジュールの確認				
	令和4年12月27日	第2回委員会				
		・人権条例制定に向けた論点整理				
		・条例に盛り込む事項の検討				
	令和5年1月	第3回委員会				
		・検討委員会としての人権条例制定に係る意見のとりまとめ				
_						

令和5年1月 市長へ検討結果の報告

市長から「亀岡市人権条例(仮称)」案の制定に向けた諮問・答申を行う附属機関(審議会)設置条例案を市議会へ上程 第4回委員会 ・市議会での審議結果を踏まえ、条例骨子(案)に関する意見交換 ※市議会で審議いただき議決をいただきましたら、令和5年4月に 附属機関の設置

(備 考)

亀岡市人権条例制定審議会(仮称)概要

- ●期 間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- ●役割 ・市長からの諮問を受け、亀岡市人権条例(案)について審議
 - ・亀岡市人権条例(案)の作成
 - ・条例案に関する市長への答申

亀岡市人権条例(仮称)制定検討委員会委員名簿

(50音順)

	氏名	備考		
1	nuk my a 石田 数美	特定非営利活動法人 亀岡子育てネットワーク理事長		
2	伊藤 悦子	京都教育大学名誉教授		
3	かわかっ てつや 川勝 哲也	亀岡市人権啓発推進協議会 人権教育啓発指導員		
4	きそ としから 木曽 利廣	元隣保館のあり方研究会副座長		
5	*₹、のぶゆき 木曽 布恭	亀岡市自治会連合会副会長		
6	小泉浩子	特定非営利活動法人 日本自立生活センター自立支援事業所長		
7	なかがわ ひろし 中川 寛	亀岡市人権擁護委員会委員		
8	antis points 中村 雄一	亀岡市障害者施策推進協議会会長		
9	もり 社 恵美子	【副座長】特定非営利活動法人 NPO亀岡人権交流センター理事長		
10	薬師寺 公夫	【座長】立命館大学名誉教授		

亀岡市人権条例(仮称)制定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 亀岡市「生涯学習都市」宣言に掲げる「人間の尊重」 及び亀岡市民憲章に謳う「平和と人権の根づくまち」に基づ く人権尊重のまちづくりを基礎とする本市において、亀岡市 人権条例(仮称)(以下「条例」という。)を制定するに当た り、専門的知見及び幅広い市民の意見を求めるため、亀岡市 人権条例(仮称)制定検討委員会(以下「委員会」という。) を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、条例の制定に関する事項について検討する。

(組織)

- 第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 関係団体の役員又は構成員
 - (3) 公募の市民
 - (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、令和5年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び副座長)

- 第5条 委員会に座長及び副座長を置く。
- 2 座長は、委員の互選によって定める。
- 3 座長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副座長は、委員のうちから座長が指名する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その 職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会は、座長が招集し、座長が議長となる。
- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席 を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求 めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、生涯学習部人権啓発課において処理 する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、告示の日から実施する。

亀岡市人権条例(仮称)の制定について(タタキ台)

1 これまでの亀岡市の取り組み

1955 (昭和30) 年1月の市制施行後、同年6月には「世界連邦平和都市宣言」(現 世界連邦・非核平和都市宣言)で、人類共通の願いである世界の恒久平和を実現するため、人との絆を深め、いのちの尊厳を自覚して、戦争のない平和で美しい地球を子どもたちに伝えるため、願いを同じくする世界の人びとと共に前進することを宣言しています。

1965 (昭和 40) 年 8 月に同和対策審議会答申が出され、1966 (昭和 41) 年には、「同対審」答申完全実施要求国民運動亀岡市実行委員会から亀岡市に要請書が提出されたことを受け、亀岡市議会においても「同対審答申完全実施促進」が議決されました。以降、同和問題(部落差別)の解決をめざし、亀岡市の全市規模において、取り組みを進めてきました。

1970 年代にかけて、同和問題(部落差別)についての理解と認識を深める取り組みが、市内の各中学校ブロックで結成された同和教育推進協議会(以下「同推協」と表記)で研修会を実施するなど、大きな役割を果たしてきました。

1981 (昭和 56) 年 4 月、同推協をはじめ、市内の主な団体や事業所などで組織された市全体の亀岡市同和対策推進連絡協議会 (現在の亀岡市人権啓発推進協議会) が結成されました。

1982 (昭和 57) 年には、社会同和教育推進委員(現在の人権教育啓発指導員)が組織され、市全体の統一した取り組みを推進する体制が整い、行政と連携した取り組みが進められてきました。

1988(昭和 63)年 3 月に亀岡市は生涯学習都市宣言を行い、その基本的方向を示した生涯学習都市構想は、人権学習を生涯学習の重要な柱と位置付けました。

同和対策事業特別措置法に始まった国の時限立法は、2002(平成14)年3月31日をもって法期限を迎えることを視野に入れ、国は1996(平成8)年5月、地域改善対策協議会の意見具申で、「これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、全ての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築すべき」と提言されています。

亀岡市においても、1996 (平成8) 年7月、「亀岡市同和問題の到達目標を定める懇話会」から答申が出され、同和問題に関わる啓発の課題として、生涯学習としての人権啓発の位置付けと啓発活動の推進、啓発を進める市民リーダーの育成とネットワーク化、啓発パンフレットの発行・配布、同和地区内外の交流と連携の推進、啓発活動の効果測定、同推協組織の活性化、社会同和教育指導者の組織化などが指摘されました。

1997(平成9)年以降は、同和問題の解決に向けた教育・啓発の取組みをすべての人権問題を視野に入れた人権教育・啓発の取組として再構築し、進めています。

2003年(平成15)年3月には、「人権文化の息づくまち・かめおか」を築くため、「亀岡市人権教育・啓発推進指針」を策定し、現在まで人権教育・啓発活動を実施しています。

2021 (令和 3) 年 4 月からスタートした「第 5 次亀岡市総合計画」においても、施策の基本方針の第 1 章に「互いを認め合う、ふれあいのまちづくり」を定め、誰もが互いを尊重し、認め合いながら、いつまでも幸せに住み続けられる、平和と人権の根づくまちづくりに向け、

人権教育・啓発の推進に取組んでいます。

2 条例制定の理由

現在の社会における人権をめぐる状況は、とりわけ結婚差別に現れる根強い部落差別をはじめ、社会的に弱い立場におかれた女性、子ども、高齢者、障害のある人などへの虐待や差別が依然として後を絶ちません。また、SNSやインターネットの普及による匿名性を悪用した犯罪や人権侵害、さらには新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷、社会の分断や貧困による経済格差、若者の自殺、ヤングケアラーの増加など、複雑で多様な人権侵害が数多く発生しています。特に、インターネットの普及による人権侵害は、その手軽さや便利さにより、罪悪感を意識しないため、今後さらに加速することも予測される、現在や将来にわたる懸念すべき重大な問題です。こうした人権問題は社会全体で取り組むべきであり、亀岡市はその早期解決に努めることを改めて宣言するとともに、人権尊重のまちづくりを基礎としている亀岡市において、お互いを認め合い、すべての市民の人権が尊重され、誰一人置き去りにされることのない平和と人権のまち亀岡の実現を目指し、人権条例制定に向けた取組を進めます。

3 条例制定の背景

人権は日本国憲法や世界人権宣言の条文に示されているとおり、「すべての人が持っている永久に犯すことのできない権利」であり、「だれもが生まれながらにして持っている人間らしく生きる権利」を自らが主張できるものであります。

国においては、2016 (平成 28) 年に「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」の人権三法、2019 (令和元) 年に「アイヌ施策推進法」が施行されるなど、差別解消を推進する取組が進められています。また、「性的指向および性同一性に関する国民の理解増進に関する法律」の整備に向けた議論が進められるなど、人権尊重の機運が一層高まってきている中ではありますが、現在の社会には今もなお、複雑で多様な人権侵害が数多く発生しています。

亀岡市は2020(令和2)年7月に「SDGs 未来都市」に選定され、「SDGs 未来都市計画」を 策定するなど、積極的に SDGs の取組を推進しております。「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」の前文には、「誰一人取り残さないことを誓う」「すべての人々の人権を実現」 と明記されているように、アジェンダは人権尊重の理念が基礎となっており、重要な位置付けになっていると考えています。

こうした状況を踏まえ、インターネット普及による人権侵害や性的指向の人権などのあらゆる人権問題に対応するため、また 2030 (令和 12) 年の SDG s の目標達成に向け、市民、自治会、NPO 等団体、企業、行政が協力し、更に人権意識の高揚を図る必要があります。

4 条例制定の目的について

前述のとおり、人権侵害についての関りには依然として多くの課題が残されており、こうした課題の解決に向けて総合的に取組んでいく必要があります。すべての市民が社会全体の問題と捉え、他人事ではなく自分のこととしての課題意識を持ち、それぞれの立場で人権問題の解決に向けた主体的な取組が求められます。そのためには、人権問題に対して正しい理解と認識を深め、自らが差別を見抜き、差別の場面に遭遇した場合は、差別を許さない行動ができる実践力が必要です。

こうした状況の中、「一人ひとりがお互いの人権を尊重し、認め合いながら、誰一人置き去りにされることなくいつまでも幸せに住み続けられる、平和と人権のまち亀岡をつくること」を目的として人権条例制定を行い、すべての市民、自治会、NPO等団体、企業に人権尊重の意識を高めることで、生涯学習都市宣言に掲げる「人間の尊重」及び亀岡市民憲章に謳う「平和と人権の根づくまち」につなげることとします。

5 条例制定により期待できる効果

- ①すべての市民等が人権分野への関心が高まるとともに、人権分野の進むべき方向性を 明確にすることができます。
- ②方向性が明確になることにより、目標に向けた施策を展開することができます。
- ③行政、市民、当事者等が主体的に人権問題について考え、解決に向けて行動することに より、より深い信頼関係を築くことができます。
- ④市の責務や市民、自治会、NPO 等団体、企業の役割等を明確にすることで、誰もが幸せな「平和と人権のまち亀岡」の実現につながることが期待できます。

6 条例で対象とする人権課題について

条例は、法務省ホームページに掲載されている「17 の主な人権課題」を中心に、あらゆる人権問題に対応することとします。

- ①女性の人権
- ②子どもの人権
- ③高齢者の人権
- ④ 障がいのある人の人権
- ⑤同和問題
- ⑥アイヌの人々の人権
- ⑦外国人の人権
- (8)HIV 感染者・ハンセン病患者等の人権(コロナ差別を含む)
- ⑨刑を終えて出所した人の人権
- ⑩犯罪被害者等の人権
- ⑪インターネットによる人権侵害
- ②ホームレスの人権
- ③性的指向の人権

- (4)性同一性障害者の人権
- ⑤北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権
- ⑥人身取引(トラフィッキング)
- ⑦震災等の災害に起因する人権

7 条例の方向性について

条例は前述のとおり、あらゆる人権問題に対応することとし、市民、自治会、NPO等団体、企業とともに、人権問題の解決に向けた取組を積極的に進めることで、人権尊重の意識を高め、人権問題の解決を目指すことを目的とすることを考えており、すべての人の人権が尊重される「平和と人権のまち亀岡」の実現につなげます。

また、誰もが互いを尊重し、認め合いながら、誰一人置き去りにされることなくいつまで も幸せに住み続けられる、平和と人権のまち亀岡に向け、条例に基本方針を定め、人権に関 する相談窓口の充実などの人権施策に丁寧に取組み、実効性のある条例にしていきます。

8 条例の位置付け

亀岡市では、市のあらゆる施策や取組の基礎となる最上位計画として、第5次亀岡市総合 計画を策定しています。人権条例は、あらゆる人権を包括する条例として、基本理念や骨格 を条例に定め、それぞれの施策や取組に反映させていきます。

9「亀岡市人権条例(仮称)制定検討委員会」の設置

亀岡市人権条例(仮称)の制定を進めるにあたり、学識経験者から専門的な意見を聴取するとともに、関係団体や市民の意見を取り入れるため、「亀岡市人権条例(仮称)制定検討委員会」を設置しました。

学識経験者、関係団体の役員又は構成員、公募委員の10人で構成する組織とし、必要に 応じて、委員以外のオブザーバーの出席を求めることが出来ます。

また、委員会は諮問・答申という形をとらず、委員からの意見を取りまとめることを目的 とするため、地方自治法に基づく附属機関とはせず、要綱による設置とします。

なお、「亀岡市人権条例(仮称)制定検討委員会」については委員会での意見を取りまとめたあと、2023(令和 5)年 3 月 31 日をもって解散し、2023(令和 5)年 4 月 1 日以降は「亀岡市人権条例(仮称)」案の制定に向けた諮問・答申を行う附属機関として、「審議会」の設置を検討していきます。

10 府内の条例制定状況について

京都府内26市町村のうち、人権尊重条例を制定しているのは、笠置町、南丹市、綾部市の2市1町となっています。

近年、人権に関する法律の整備が進む中、府内においても 2021 (令和 3) 年度以降、2 自 治体が人権尊重条例の制定を行っており、近年の社会情勢を踏まえ、条例化の動きが加速 しています。

(参考)

- ・笠置町部落差別をはじめとするあらゆる差別撤廃と人権擁護に関する条例 (1994 (平成6) 年1月施行、2015 (平成27) 年一部改正)
- ・南丹市人権を尊重し多様性を認めあうまちづくり条例 (2022 (令和 4) 年 1 月 1 日施 行)
- ・綾部市人権尊重のまちづくり条例(2022(令和4)年4月1日施行)

令和4年度 第4回育親中学校ブロック協議会

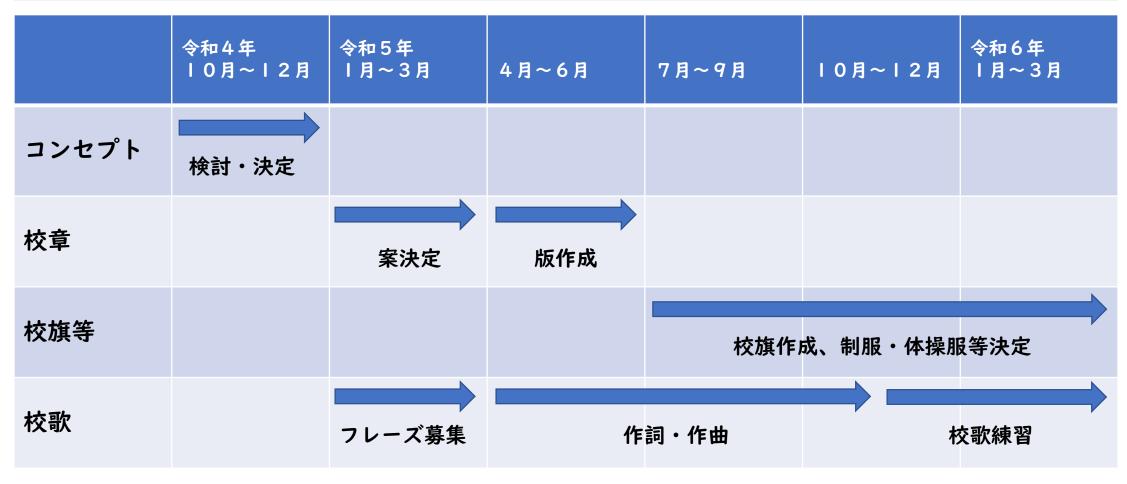
令和4年10月5日(水)午後7時~ 育親中学校

l 亀岡市立育親学園の設置決定について

亀岡市立小学校設置条例等の一部を改正する条例案が可決

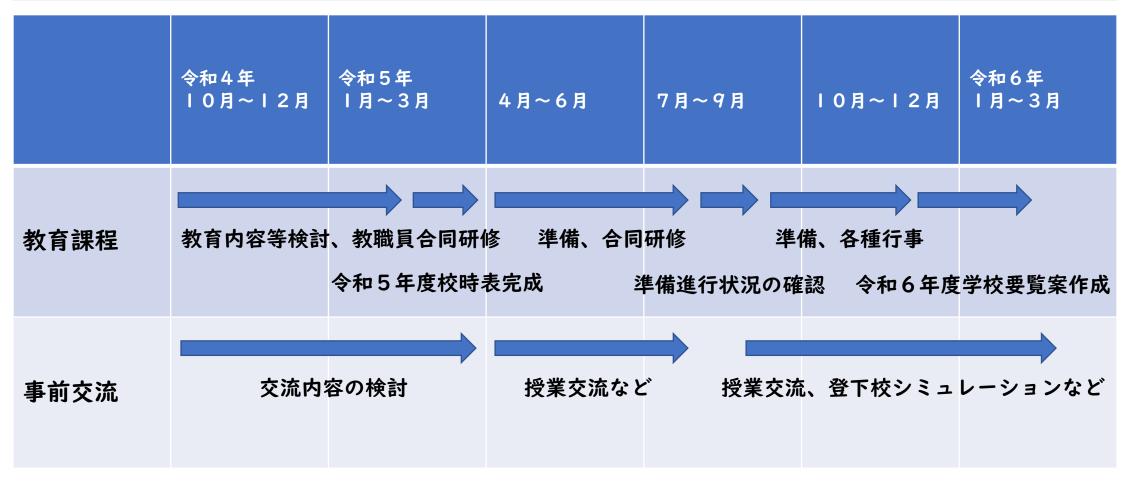
- ① 学校規模適正化による取組において、子どもたちのより良い教育環境の創出を目指すため、本梅小学校、畑野小学校、青野小学校及び育親中学校を閉校し、新たに育親学園を義務教育学校として設置すること。
- ② この条例は、令和6年4月1日から施行すること。
- ※ 亀岡市立育親学園の位置は「亀岡市本梅町中野和田山 | 番地の2」とする。

2-1 コンセプト関係スケジュール(予定)



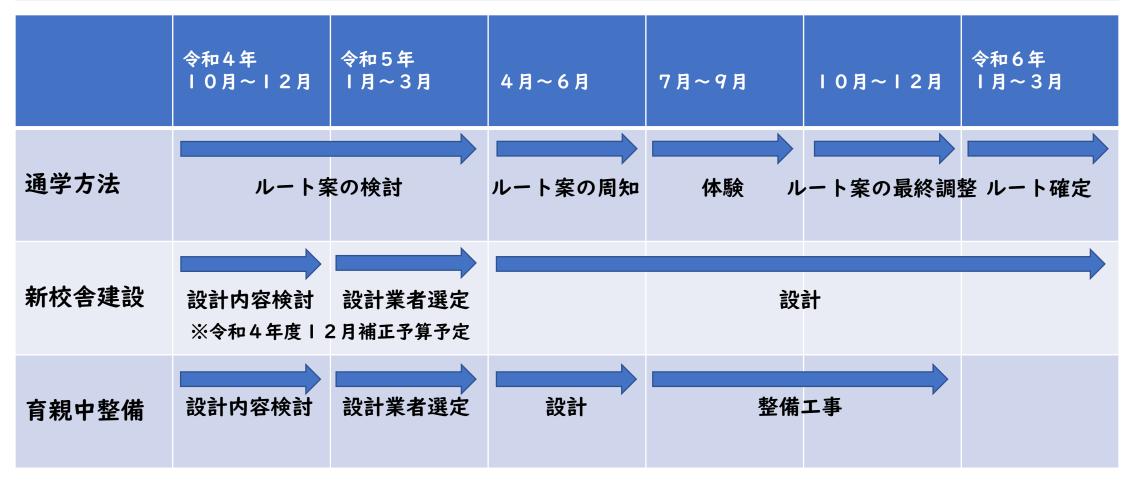
[※]スケジュールについては、進捗により前後することがあります。

2-2 学習環境関係スケジュール (予定)



※スケジュールについては、進捗により前後することがあります。

2-3 通学・施設関係スケジュール (予定)



[※]スケジュールについては、進捗により前後することがあります。

亀岡市立育親学園の開校に向けて

令和4年10月17日発行 Vol.3

育親中学校ブロックにおける新たな義務教育学校の設置について、令和4年亀岡市議会定例会9月議会において関係条例が可決され、「亀岡市立育親学園」の校名で令和6年4月1日に現育親中学校の位置で開校することが決定しましたのでお知らせします。



新たな義務教育学校「亀岡市立育親学園」の設置が決定

前回お知らせしました義務教育学校設置に向けた提案内容について、市議会で審議いただいた結果、「亀岡市立小学校設置条例等の一部を改正する条例」が可決され、校名を『<u>鶴岡市立育親学園</u>』とすること、『<u>令和6年4月1日</u>』から開校すること、位置を『<u>亀岡市本梅町中野和田山1番地の2(現育親中学校の位置)</u>』とすることが決定しました。また、あわせて、令和6年3月31日をもって本梅小学校、畑野小学校、青野小学校、育親中学校を閉校することが決定しました。



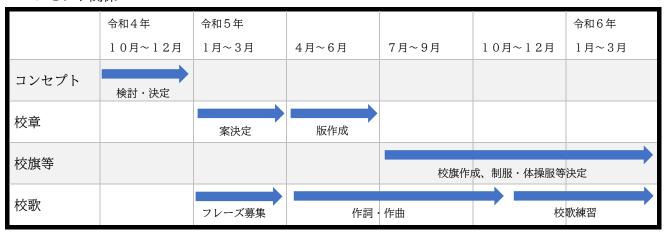
今後の取組について

亀岡市立育親学園の設置にあたっては、施設一体型の義務教育学校として令和6年4月の開校に向け、 「育親」の名称に込められた児童生徒や地域住民の想いを大切にしながら、子どもたちにとってより良い学びの環境を整えることを第一に取り組んでまいります。この度、亀岡市立育親学園の設置が決定し たことに伴い、地域住民、保護者、学校、教育委員会事務局で構成する「育親中学校ブロックにおける義務教育学校の開校に向けた調整会議」を「育親学園の開校に向けた調整会議」に改称し、下記のようなスケジュールにより、施設整備や通学方法などより具体的な提案に向けた取組を進めてまいります。

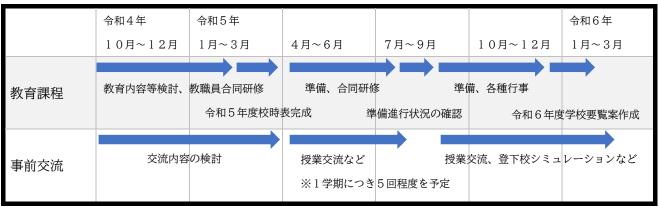
子どもたちのより良い教育環境の充実と発展に向け、魅力ある学校づくりを進めてまいりますので、引き続き御理解と御協力をよろしくお願いします。

【今後のスケジュール (予定)】

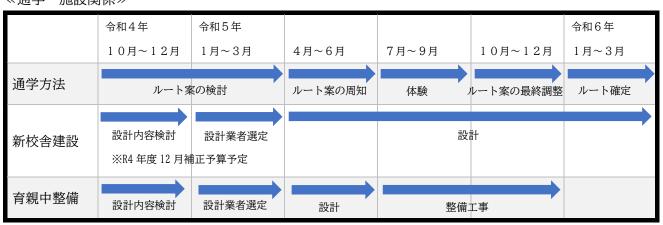
≪コンセプト関係≫



≪学習環境関係≫



≪通学・施設関係≫



※スケジュールについては、進捗により前後することがあります。

お問い合わせはこちらへ

亀岡市教育委員会 教育総務課 0771-25-5052

キャリア教育の推進について

1 取組内容

自分のためにもみんなのためにもなること(夢、憧れ、志)を、A4 判シートに書いて写真を撮影し、HOKUSAI 志モザイクアートプロジェクトに応募する。

主催者の一般社団法人志教育プロジェクトでは、世界中の人々が書いた夢、憧れ、志の写真を集めてオンラインフォトアルバムにすることで、世界中の人々とギネス世界記録(34,244 枚以上の写真)に挑戦される。その後、これを世界で有名な北斎の「グレートウェーブ」へと再構築、HOKUSAI志モザイクアートにし、明るい未来のため世界中の様々な場に順次出展される予定。(HOKUSAI 志モザイクアートプロジェクト)

2 目的

個人の「夢、憧れ、志」の実現を目指し、望ましい職業観や勤労観を身につける。また、 仲間の「夢、憧れ、志」に触れ、他者理解を深める。

3 本市教育委員会としての参加

市内小・中・義務教育学校の児童生徒及びその保護者に参加を呼びかけ

4 本市のキャリア教育推進事業

働くことの大切さや望ましい職業観を育むため、社会体験・仕事体験の充実を図る。

亀岡市成人式にかわる、はたちを祝う会について

【実施計画】

- 1. 名称 令和5年亀岡市はたちの会
- 2. 日時 令和5年 | 月9日(月・祝) 午前 | 0 時20分から
- 3.場所 サンガスタジアム by KYOCERA
- 4. テーマ 「^{ともしび} ~ **主人公が創るストーリー**」

《テーマに込めた想い》

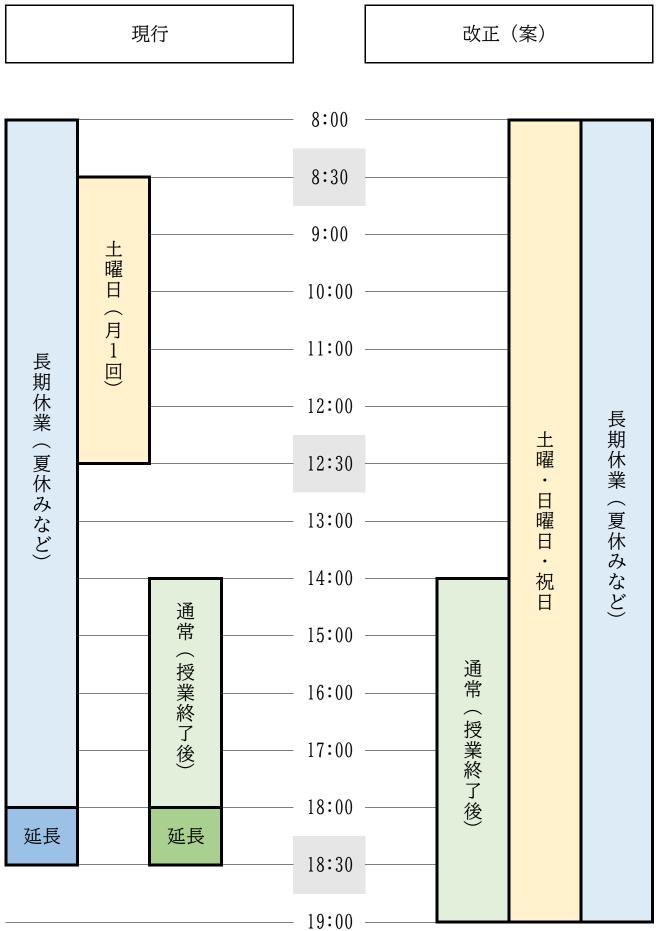
コロナ禍で暗く、ネガティブになっている世の中を照らす灯りをもたらしたい。また、はたちの会を機会に、これまで自分たちが歩んできた物語を振り返るとともに、これからの人生を主人公として多様なストーリーを創り上げてほしいという、はたちの会実行委員の思いを込めたものです。

- ※参考 令和 4 年テーマ 「 *** ~ 未来を紡ぐ ~」
- 5. 対象者 〇平成 | 4年4月2日~平成 | 5年4月 | 日までに生まれ、 亀岡市に住所を有する者 等

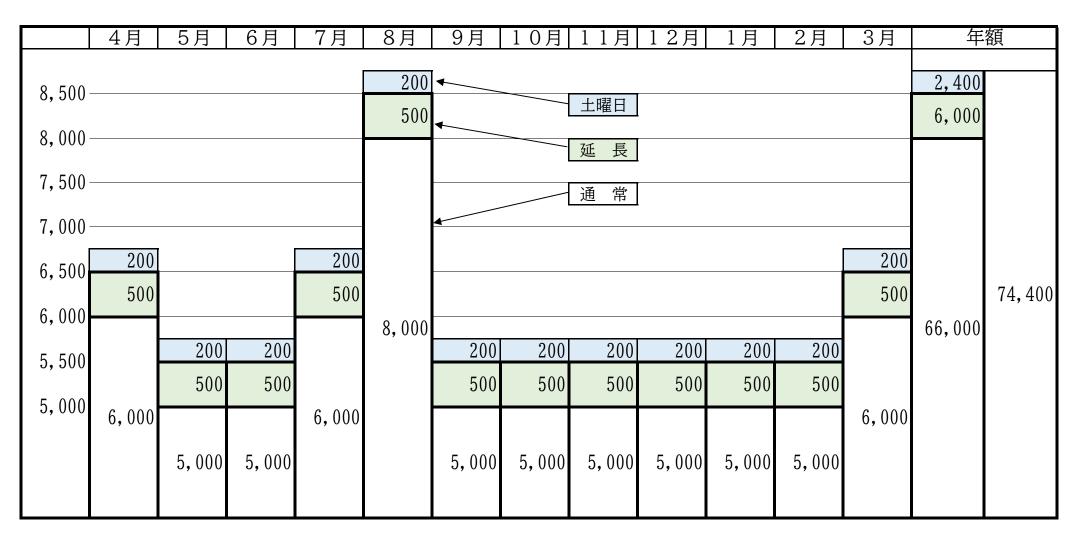
市外在住者も含め、対象者約970名、参加者約700名を想定 ※参考 令和4年 参加者総数711名 (参加対象者962名、参加率73.9%)

- 6. 実行委員会について
 - (1)名 称 令和5年亀岡市はたちの会実行委員会
 - (2)委 員 18名(男子9名·女子9名) 委員長 1名、副委員長 2名
 - (3)実行委員会議 全 I 5 回開催予定 ※IO/2I 現在、第 7 回まで開催済

1日当たりの保育時間帯



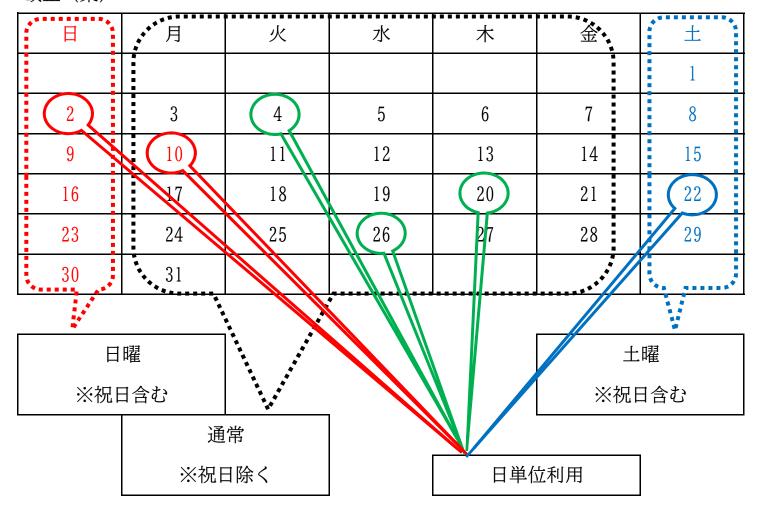
月額負担金(現行)



現行

日	、 ** 月	火	水	木	金•	土
					• • • •	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	*, 31					
	•					
	通常	月額5,000~	8,000	土曜	月額 200	
	延長					
		※祝日除く				

改正 (案)



亀岡市デジタル文化資料館(仮称)構築業務の進捗状況について

- 1 事業名及びスケジュール
 - ① 亀岡市デジタル文化資料館(仮称)構築業務(ソフト事業)
 - 9月2日(金) 選定結果の通知・公表 優先契約交渉事業者:株式会社STU
 - 10月19日 契約締結および業務委託開始
 - ※業務委託の内容
 - ・文化資料館のホームページの構築
 - ・メタバースの構築
 - ・文化財のデジタルデータベース化
 - ・ラボの設置(文化財の撮影場所、みらい教育リサーチセンター)
 - ② 亀岡市文化財収蔵庫整備業務(ハード事業)
 - 9月16日(金) 企画提案書の提出期限
 - 9月30日(金) プレゼンテーション(選定委員会)
 - 10月7日(金) 選定結果の通知·公表 優先契約交渉事業者: 大和リース株式会社
 - 10月中旬 契約締結および業務委託開始
 - ※収蔵庫概要(予定)
 - ・建設場所:大井町南金岐谷口(埋め立て跡地)
 - ・建物概要:平屋建、鉄筋コンクリート造、高さ約 5.6m、建築面積 295 ㎡